

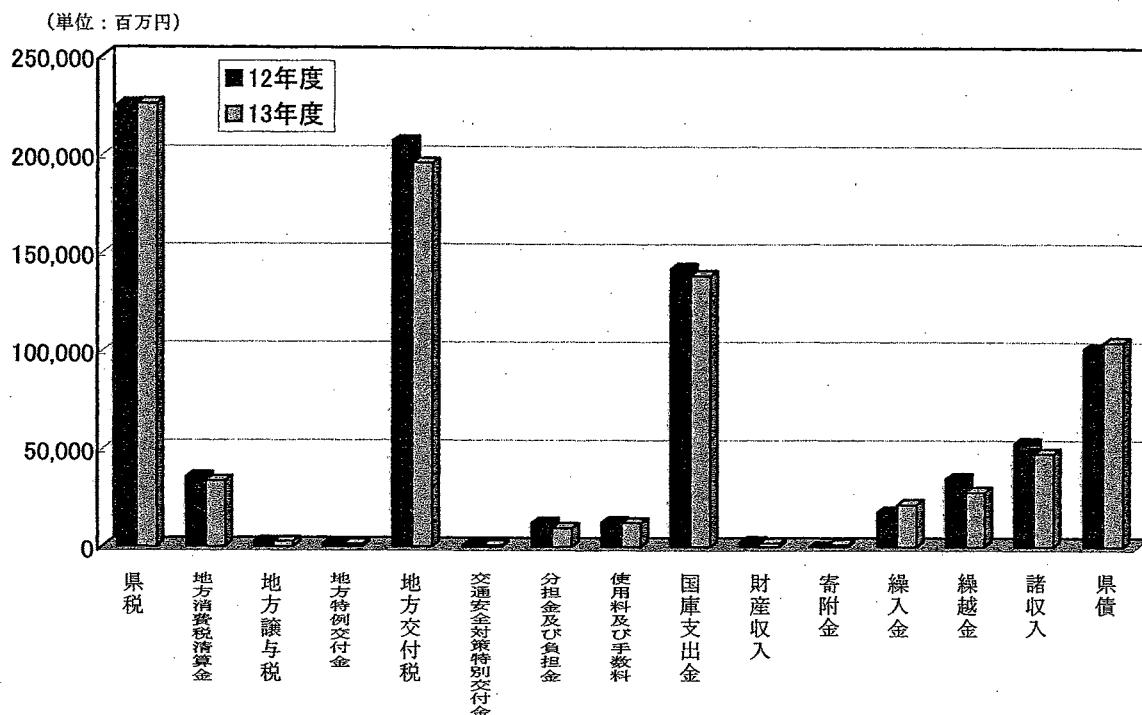
(1) 歳 入

ア 科目別歳入決算の状況

主要な歳入科目の決算の状況は、以下のとおりです。

なお、歳入科目ごとに、決算額を前年度と比較すると、図3のとおりです。また、過去からの推移については、巻末資料4をご覧ください。

図3 一般会計款別歳入決算の対前年度比較



(ア) 県税

平成13年度の県税収入は、約2,261億円で、前年度に比べて約4億円、0.2%の増となりました。

これは主に、法人ニ税と地方消費税の増によるものです。法人ニ税は、製造業（自動車関連業種）の景気好調により、約653億円で、前年度に比べて約6億円、0.9%の増となりました。

また、地方消費税は輸入取引額の増に伴い、約281億円で、前年度に比べて約16億円、6.1%の増となりました。

一方、個人県民税は、景気低迷による給与所得、個人事業者の営業所得の減少により、約319億円で、前年度に比べて約4億円、1.4%の減となりました。

これら県税収入の状況については、表3、図4及び巻末資料6を、また、過去の推移については、図5及び巻末資料5をご覧ください。

表3 県税決算の状況（一般会計）

(単位：千円、%)

	平成 13 年度 決 算 額 A	平成 12 年度 決 算 額 B	比 較		構 成 比		県民 1 人 あたり 負担額(円)
			増 減 A-B	伸び率 (A-B) /B	13 年度	12 年度	
普通税	192,994,632	192,049,613	945,020	0.5	85.3	85.1	103,632
直接税	158,258,350	158,636,043	△377,693	△0.2	70.0	70.3	84,980
間接税	34,736,282	33,413,569	1,322,712	4.0	15.4	14.8	18,652
目的税	33,134,209	33,708,914	△574,705	△1.7	14.7	14.9	17,792
直接税	8,259,930	8,573,465	△313,535	△3.7	3.7	3.8	4,435
間接税	24,874,280	25,135,449	△261,169	△1.0	11.0	11.1	13,357
合 計	226,128,842	225,758,527	370,315	0.2	100.0	100.0	121,424

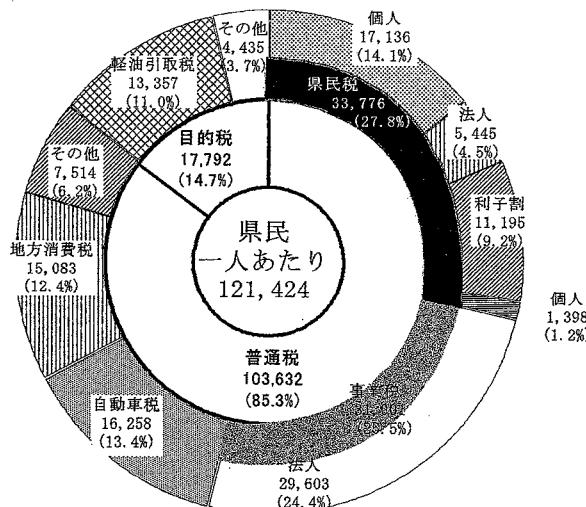
(注) 県民 1 人あたり負担額は平成 13 年度です。[人口 (H13. 10. 1 1,862,307 人)]

(四捨五入のため合計に合わない場合があります。)

図4 県民 1 人あたりの県税負担額及び構成割合（一般会計）

(単位：円)

* 下段(%)は県税科目構成割合です。



(注) 人口 (H13. 10. 1 統計調査課推計 1,862,307 人)

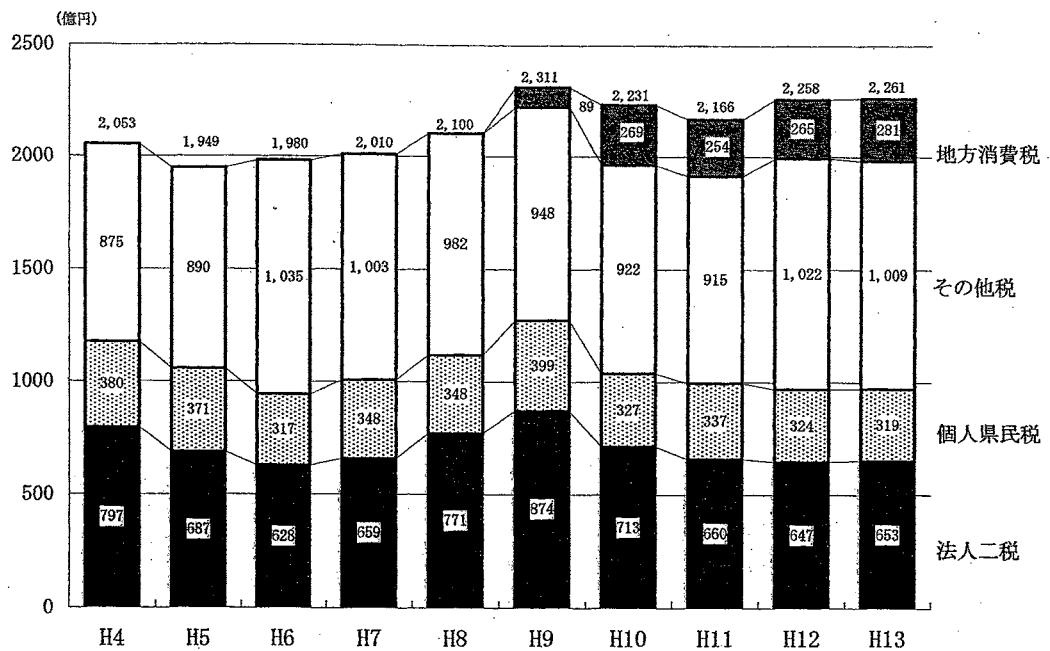
(四捨五入のため合計に合わない場合があります。)

一口メモ**● 「県税」**

普通税… 県の一般財政需要を支弁するために課する税をいいます。普通税には、税目が法定されている普通税とそれ以外のもので地方団体が所定の要件と手続きのもとに課することができる法定外普通税とがあります。

目的税… 県の特定の財政需要を支弁するために課する税で、使途が特定されている税をいいます。

図5 県税収入の額の推移（一般会計）



(注) 法人二税=法人県民税+法人事業税

(四捨五入のため合計に合わない場合があります。)

法人二税と県の歳入構造

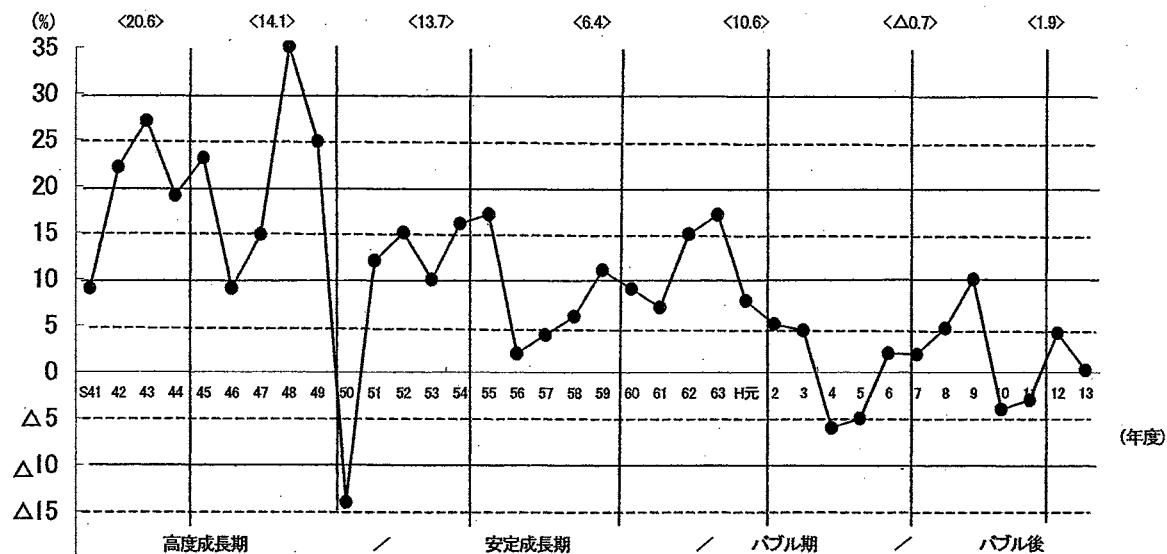
平成13年度は、法人事業税と法人県民税を合わせた法人二税の歳入全体に占める割合は、7.9%にすぎませんが、県税収入の28.9%を占めています。

一方で、これら法人二税は、経済情勢によって大きく変動することが知られています。

県税収入の推移をみてみると、図5及び図6のとおり、対前年度伸び率がバブル崩壊後の平成4～5年度に大きく落ち込み、その後、平成6年度から上昇に転じましたが、9年度をピークに再び減少に向かいました。図7及び図8のとおり、その動向は、法人二税の動向とほぼ一致しています。県の歳入構造は、法人二税に大きく依存しているといえます。なお、これら法人二税の推移については、巻末資料7、8をご覧ください。

このようなことから、地方自治体のサービスの財源が経済変動の影響を大きく受けないような税の制度が必要だという議論がされており、具体的には、法人事業税に外形標準課税の制度を取り入れることが検討されています。

図6 県税収入の対前年度伸び率の推移（一般会計）



(注) グラフ上部の<>内は、5年毎の各年度の対前年度伸び率の単純平均値です。

図7 法人二税の推移（一般会計）

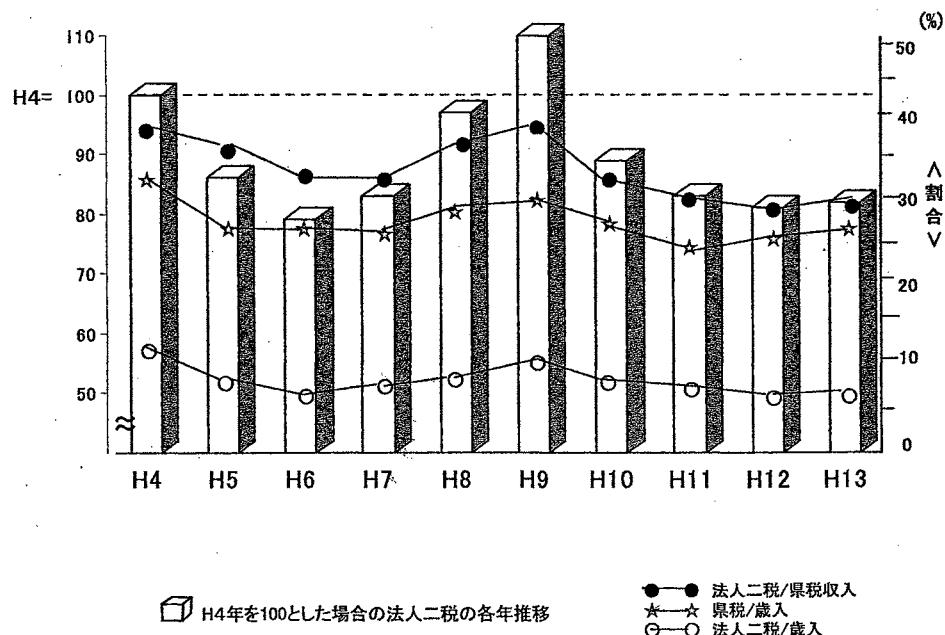
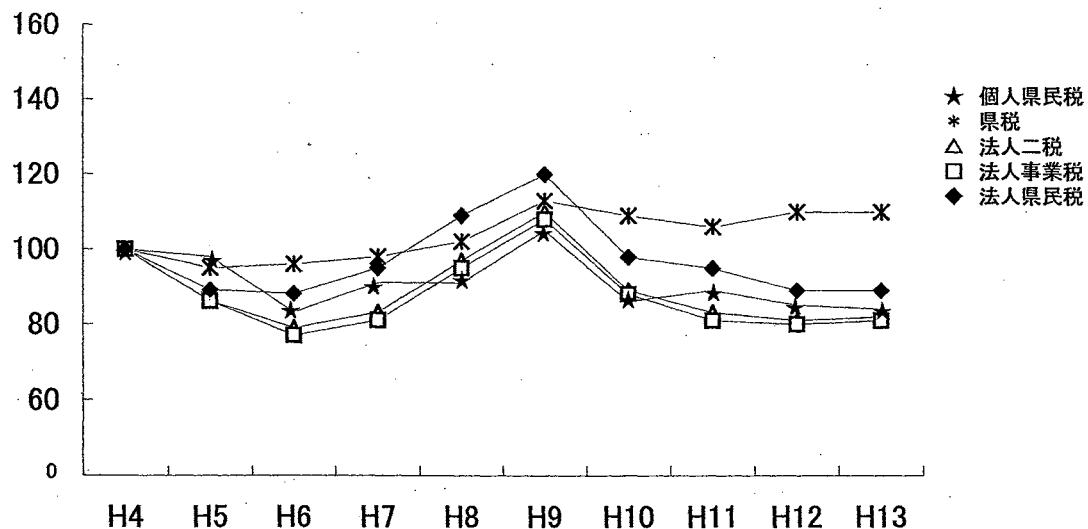


図8 県税の動向の推移（一般会計）

（平成4年度を100とした場合の各年度の推移）



以下、県税以外の主要科目については、表4をご覧ください。

- (イ) 地方消費税清算金は、約337億円で、前年度に比べ21億円、5.8%の減額となりました。これは、地方消費税清算金の算出基礎となる国調人口を置換したことにより減額となりました。
- (ウ) 地方譲与税は、約26億円で、前年度に比べ4百万円、0.2%の増額となりました。これは、石油ガス譲与税が減少しているものの、地方道路譲与税が0.3%増加したことにより増額となりました。
- (エ) 地方交付税は、約1,961億円で、前年度に比べ113億円、5.4%の減額となりました。これは、普通交付税において、基準財政需要額が1.5%減、基準財政収入額が全国の伸びに比べ低くなっていますが、臨時財政対策債への振り替えにより、普通交付税交付額が5.4%減、全国平均の減額率(5.9%減)を下回りました。
- (オ) 国庫支出金は、約1,386億円で、前年度に比べ35億円、2.5%の減額となりました。
- (カ) 繰入金は、約214億円で、前年度に比べ38億円、21.3%の増額となりました。このうち、他会計繰入金は13億円、30.2%の減であるものの、基金繰入金が201億円となり、前年度に比べ43億円、27.1%の増となっています。

表4 主要な歳入科目決算の状況（一般会計）

(単位：千円、%)

区分	平成13年度 決算額 A	平成12年度 決算額 B	比較		構成比	
			増減 A-B	伸び率 (A-B)/B	13年度	12年度
地方消費税清算金	33,741,773	35,817,230	△2,075,457	△5.8	4.1	4.2
地方譲与税	2,609,209	2,605,145	4,064	0.2	0.3	0.3
地方交付税	196,107,442	207,404,316	△11,296,874	△5.4	23.8	24.4
普通交付税	193,224,945	192,619,167	606,778	0.3	23.4	22.6
特別交付税	2,882,497	3,171,176	△288,679	△9.1	0.3	0.4
国庫支出金	138,616,466	142,103,348	△3,486,883	△2.5	16.8	16.7
国庫負担金	99,916,291	114,425,770	△14,509,479	△12.7	12.1	13.4
国庫補助金	36,899,791	37,184,505	△284,714	△0.8	4.5	4.4
委託金	1,800,384	1,314,818	485,566	36.9	0.2	0.2
繰入金	21,413,859	17,659,082	3,754,777	21.3	2.6	2.1
歳入合計	825,241,278	850,048,510	△24,807,233	△2.9	100.0	100.0

(四捨五入のため合計に合わない場合があります。)

一口メモ

- 地方譲与税…………… 国が徴収する国税を一定の基準で地方公共団体に譲与するもので、都道府県に譲与するものとしては地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税があります。
- 地方交付税…………… 地方公共団体間の地域格差をなくし、一定の行政水準を確保できるようにするため、各地方公共団体ごとに標準的な基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として国税のうち所得税、酒税の32%、法人税（H10；32%、H11；32.5%、H12～；35.8%）、消費税の29.5%及びたばこ税の25%が充てられています。
- 交通安全対策特別交付金… 地方公共団体の道路交通安全施設設置等のため、交通違反などの反則金を財源に、交通事故件数と人口集中地区人口等を基準として国から交付されるものです。
- 分担金及び負担金………… 県が行う事業で特に利益を受ける人から、その受益の限度において法令などの規定に基づき徴収するものです。
- 使用料及び手数料………… 県の施設や行政サービスを利用する人から、それに要する経費の全部又は一部を負担してもらうもので、県立高等学校授業料や各種許可証交付手数料などがあります。
- 国庫支出金…………… 県が行う事務事業の経費の全部又は一部を国が支出するもので、その性質によって次の三つに分けられます。
 - 国庫負担金；義務教育や生活保護など、国と地方公共団体が共同責任をもって行わなければならぬ事業について国が全部又は一部の経費を負担するものです。
 - 国庫補助金；国が費用の全部又は一部を負担して特定の事務や施設の設置を地方公共団体に対して奨励、援助するものです。
 - 国庫委託金；国会議員の選挙や国勢調査など、本来國の行うべき事務について、國が経費の全部を負担して地方公共団体に事業を委託するものです。

- 財産収入…………… 県の財産を貸し付けたり売り払うことによる収入です。
- 寄附金…………… 県以外から金銭を譲り受けるものです。
- 繰入金…………… 他の会計や基金などから繰り入れるものです。
- 繰越金…………… 県の前年度の決算剰余金を受け入れるものです。
- 諸収入…………… 地方税の延滞金や預金利子など他の収入科目に含まれない収入です。
- 県債…………… 県が高等学校などを建てたり、道路や河川を整備するなど、多額の費用を一時に必要とする建設事業を行うとき、財源を確保するため、また、施設等を利用する将来の県民との間で負担の公平化を図るため、長期の資金借入れを行うものです。起債にあたっては現在、総務大臣の許可が必要です。
- 県債依存度…………… 岁入総額に占める県債の割合をいいます。

(キ) 県債

平成 13 年度の県債発行額は、約 1,043 億円で、表 5 のとおり、前年度に比べ 32 億円、3.1% の増となりました。

また、県債依存度（歳入総額に占める県債の割合）は、表 6 、図 9 のとおり、平成 13 年度は、前年度に比べ 0.7 ポイント増の 12.6% となりました。また、歳出総額に占める元利償還金の割合は、平成 13 年度に 13.8% （対前年度比 1.2 ポイント増）となりました。一方、県債の平成 13 年度末現在高は、約 8,635 億円で、前年度に比べ 175 億円、2.1% の増となりました。

発行した県債の種類は、図 10 及び巻末資料 9 のとおり、その主なものは土木債に 59.3% 、臨時財政対策債に 10.8% 、農林水産債に 9.8% などとなっています。平成 17 年度までは、制度上、県債の発行は総務省の許可が必要で、また地方財政法で使途も制限されていて、投資的経費にのみ充てることになっています。なお、臨時財政対策債など特別法等により発行が許可される県債もあり、その発行額も増えています。県債残高が増えるということは、一方で社会資本の整備が進んだともいえるでしょう。

県債発行額の推移などについては、図 11 及び巻末資料 10 のとおり、平成 4 年度に対して平成 13 年度は、金額で約 1.5 倍、県債依存度で約 1.2 倍となっています。

表 5 県債発行額の対前年度比較（一般会計）

（単位：千円、%）

区分	平成 13 年度 決算額 (A)	平成 12 年度 決算額 (B)	比較	
			増減 (A - B)	伸び率 (A - B) / (B)
県債	104,332,277	101,158,400	3,173,877	3.1

表 6 県債依存度等の年度別推移（一般会計）

（単位：%）

	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
県債発行額/歳入総額	10.1	15.1	11.9	13.8	14.1	12.8	14.3	12.1	11.9	12.6
元利償還金/歳出総額	5.2	8.7	8.9	6.3	7.4	8.8	9.6	10.4	12.6	13.8

図9 歳入に占める県債発行額及び歳出に占める元利債還金の割合の推移

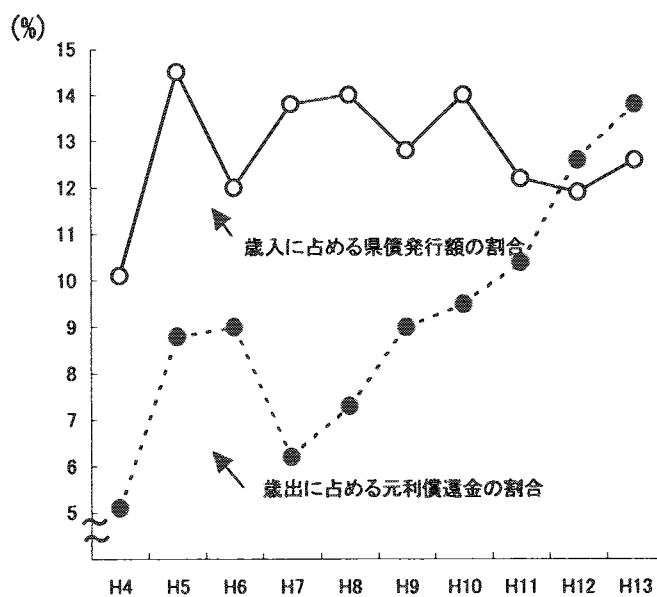
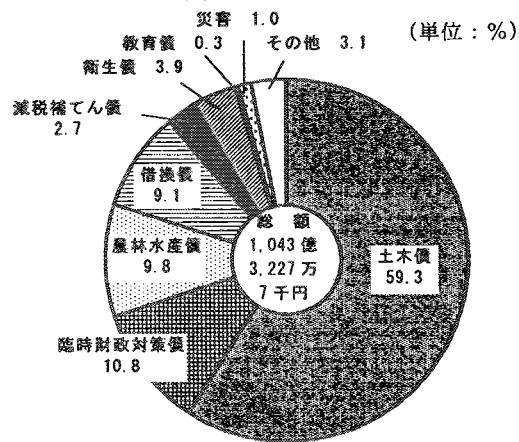
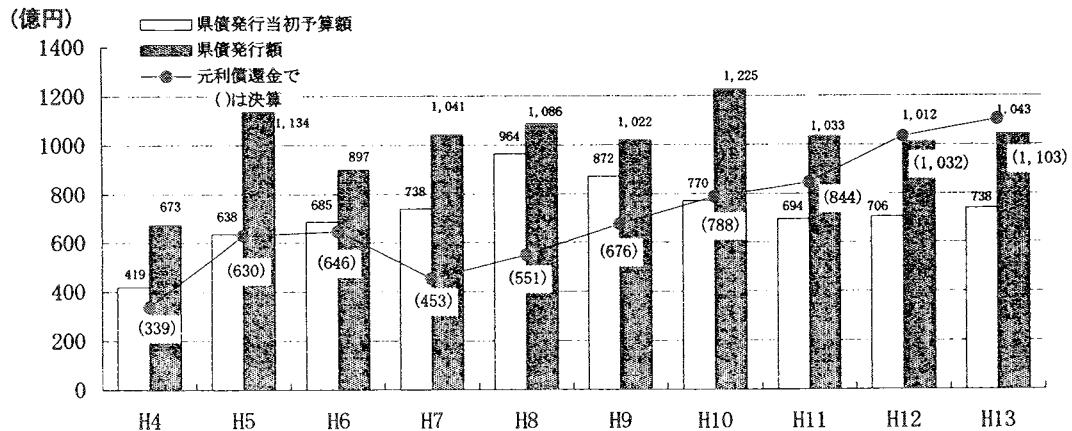


図10 県債目別構成比（一般会計）



(四捨五入によるため合計に合わない場合があります。)

図11 県債発行額の推移（一般会計）



(注) 平成5・6年の元利債還金には特定資金公共事業債（N T T債）の償還を含んでいます。

イ 性質別歳入決算の状況

(ア) 自主財源と依存財源

歳入の自主性という観点から、県税や財産収入など県自らの権限によって収入できる自主財源と、地方交付税や国庫支出金、県債など国によって交付あるいは割当てられる依存財源に分類してみると、歳入決算額に占める自主財源の割合が高いほど財政運営に自主性があり、財政上好ましい姿であるといえます。

平成 13 年度決算では、表 7、図 12 及び巻末資料 11 のとおり、自主財源が 46.2%、依存財源が 53.8%を占めています。昨年度と比較すると、繰越金が約 70 億円、諸収入が約 52 億円の減収となったことなどから、自主財源比率は昨年度の 46.4%を若干下まわりました。

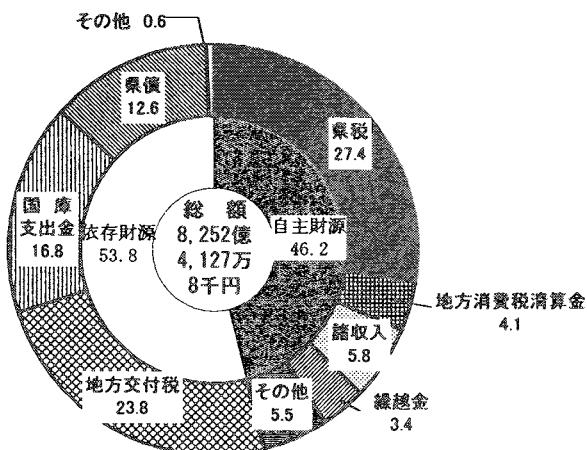
近年の推移をみてみると、平成 4 年度から国の経済対策が始まったことから、県債や国庫支出金が増えて、自主財源比率は下がりました。その後、税収の回復や基金の取崩しなどによって 50%に近づきましたが、平成 11 年度以降は再び下降しています。

自主財源は概ね 2 分の 1 を占めていますが、県税収入は、27.4%に止まっています。また、依存財源は、地方交付税 23.8%、国庫支出金 16.8%と歳入全体に占める割合が高く、歳入構造の自主性という点からは、まだまだ課題が多いといえます。

なお、過去からの推移については、図 13、図 14 及び巻末資料 12~14 をご覧ください。

図 12 自主財源と依存財源の構成比（一般会計）

(単位：%)



(四捨五入のため合計にあわない場合があります。)

- 一口メモ
- 自主財源・依存財源とは… 県の歳入は、県税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などのように県が自ら賦課徴収することのできる自主財源と、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金などに国から定められた額を交付されたり割り当てられたりする依存財源とに分けることができます。

表7 自主財源と依存財源における対前年度比較（一般会計）

(単位：千円、%)

区分	平成13年度 決算額 A	平成12年度 決算額 B	比較		構成比	
			増減 A-B	伸び率 (A-B)/B	13年度	12年度
自主財源	381,663,348	394,534,958	△12,871,610	△3.3	46.2	46.4
依存財源	443,577,930	455,513,552	△11,935,622	△2.6	53.8	53.6
合計	825,241,278	850,048,510	△24,807,233	△2.9	100.0	100.0

(四捨五入のため合計にあわない場合があります。)

図13 歳入に占める自主財源及び依存財源の割合の推移（一般会計）

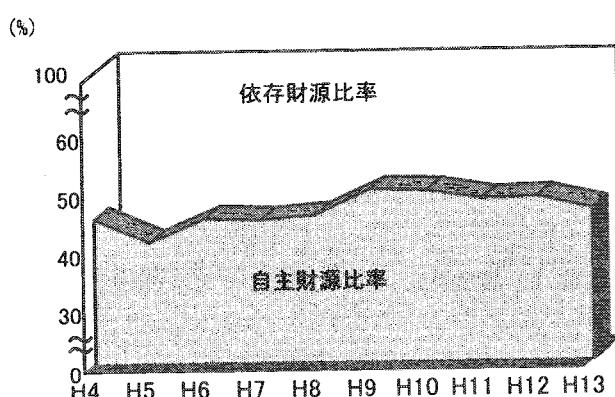
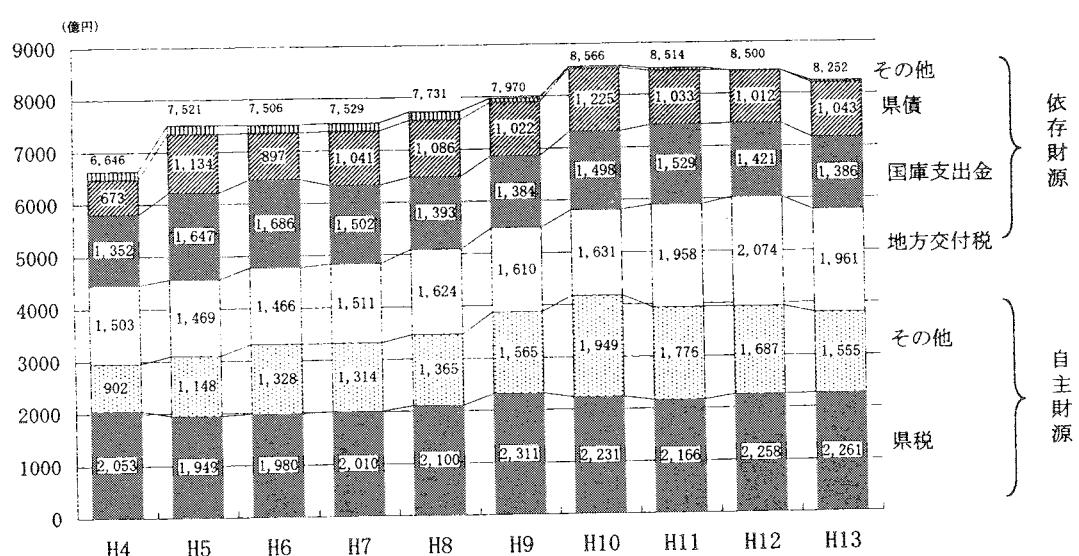


図14 自主財源と依存財源の区分による歳入決算の額の推移（一般会計）



(四捨五入のため合計にあわない場合があります。)

(イ) 一般財源と特定財源

歳入の弾力性という観点から、県税や地方交付税といった使途の特定されていない一般財源と、国庫支出金や県債など使途があらかじめ特定されている特定財源に分類してみると、使途の特定されていない一般財源の歳入決算額に占める割合が高いほど弾力的な財政運営ができ、好ましい財政構造といえます。

平成 13 年度決算では、表 8、図 15 及び巻末資料 15 のとおり、一般財源が 57.5%、特定財源が 42.5% となっています。

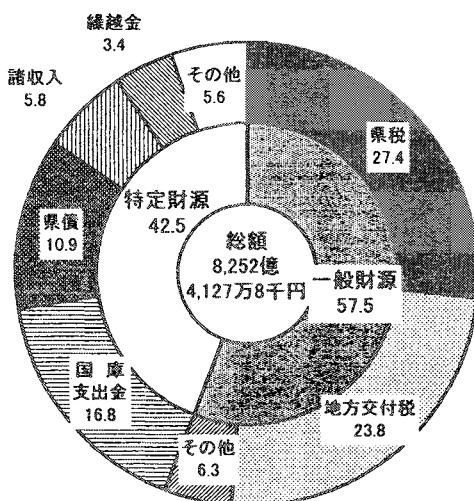
県税は微増であり、また、地方交付税は臨時財政対策債への振り替えされたことにより減収したが、臨時財政対策債を一般財源として考えると、一般財源比率は、昨年の 56.1% を 1.4 ポイント上回りました。

一般財源比率は、図 16 のとおり、平成 4 年度以降、国の経済対策による国庫支出金や県債の特定財源の増により、低い水準となっていましたが、平成 13 年度は特定財源が減収となったことから、全体の割合からみて、一般財源比率が 57.5% となりました。

なお、過去からの推移については、図 17 及び巻末資料 16~18 をご覧ください。

図 15 一般財源と特定財源の構成比（一般会計）

（単位：%）



（四捨五入のため合計にあわない場合があります。）

※注 図 15~図 17 の一般財源と特定財源について、県債のうち、臨時税収補てん債、減税補てん債、臨時財政対策債は、一般財源として区分している。

一口メモ

●一般財源・特定財源とは… 県の歳入は、県税、地方譲与税、地方交付税などのようにその使途が特定されていない一般財源と、国庫支出金、県債、使用料及び手数料などのようにその使途が特定されている特定財源に分けることができます。

表8 一般財源と特定財源における対前年度比較（一般会計）

(単位：千円、%)

区分	平成13年度 決算額 A	平成12年度 決算額 B	比較		構成比	
			増減 A-B	伸び率 (A-B)/B	13年度	12年度
一般財源	474,604,102	476,591,461	△1,987,359	△0.4	57.5	56.1
特定財源	350,637,176	373,457,050	△22,819,874	△6.1	42.5	43.9
合計	825,241,278	850,048,510	△24,807,232	△2.9	100.0	100.0

※注 表8の一般財源と特定財源について、県債のうち、臨時税収補てん債、減税補てん債、臨時財政対策債は一般財源として区分している。

図16 歳入に占める一般財源及び特定財源の割合の推移（一般会計）

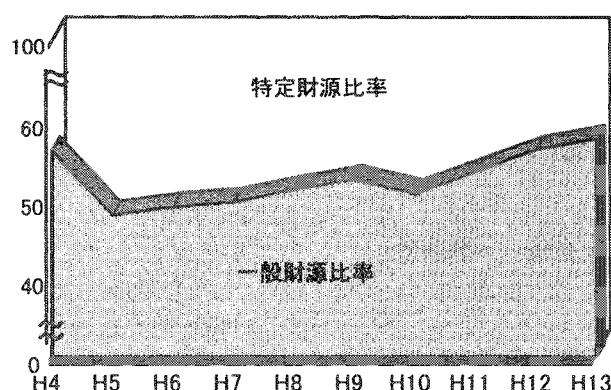
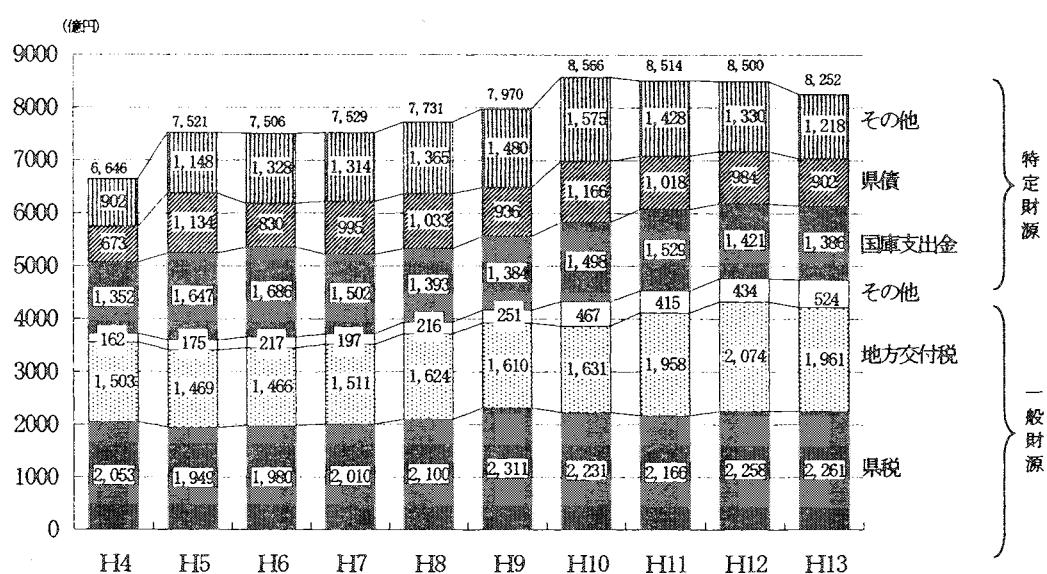


図17 一般財源と特定財源の区分による歳入決算の額の推移（一般会計）



(四捨五入のため合計にあわない場合があります。)